

# 特定非営利活動法人らくさいライフスタイル 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人らくさいライフスタイルという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市西京区大原野南春日町 1734-1 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 洛西ニュータウンを中心とした大原野・西山エリアの活性化に向けて、近隣の居住者やボランティア団体、施設運営者、農業従事者、まちづくり専門家といった多様な主体がつながることにより、周辺地域住民のニーズに即した地域密着型活動を創出する。併せて、地域に根付いて精力的な活動を行なう個人や団体の発掘・連携・応援に取り組み、当該地域の新たな魅力創出に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
特定非営利活動に係る事業

- (1) 地域に根付いた活動を行なう個人や団体を発掘・連携・応援する事業
- (2) 多様な世代の暮らしを支え、交流の場を生み出す事業
- (3) 新しいライフスタイルの提案と発信事業
- (4) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人～5 人
- (2) 監事 1 人～2 人

2 理事のうち、1 人を代表理事とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項

について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

#### (議事録)

第 29 条 総会の議事について次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名及び押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

#### (構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

- 第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

- 第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名又は記名及び押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で決議した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 村下 恒 雄

理事 安 枝 英 俊

同 西 村 雄 二

監事 深 川 光 曜

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2015 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2014 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|         |     |          |        |
|---------|-----|----------|--------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 1,000 円  | (初回のみ) |
| 正会員     | 会費  | 20,000 円 | (年会費)  |

- (2) 賛助会員 入会金 1,000 円 (初回のみ)  
賛助会員 会費(個人) 1 口 3,000 円 (年会費 1 口以上)  
賛助会員 会費(団体) 1 口 10,000 円 (年会費 1 口以上)

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

## 2026 年度事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 らくさいライフスタイル

### 1 実施事業の方針

前年度より実施してきた小畑川ピクニックおよび、らくさい小畑川基金の運営を通して、洛西ニュータウン・大原野エリアの活性化に取り組む。特に今年度は地域の高校と連携して小畑川ピクニックの企画を進め、若者層の意見やアイデアを取り入れながら地域の課題・魅力の掘り起こしを進める。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1)特定非営利活動に係る事業

| 事業名<br>(定款に<br>記載した<br>事業)                  | 具体的な事業内容                                                                | (A)当該事業の実施予<br>定日時<br>(B)場所<br>(C)従事者の予定人数                                                          | (D)受益対象者の<br>範囲<br>(E)予定人数                      | 事業費の<br>予算額<br><br>単位：千円 |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------|
| 地域に根付<br>いた活動を行なう個人<br>や団体を発掘・連携・<br>応援する事業 | ■らくさい小畑川基金<br>洛西ニュータウン・<br>大原野エリアで活動<br>する市民団体を支援<br>し、雇用機会の促進<br>につなげる | (A)2026 年 4 月～2027<br>年 3 月<br>申請受付期間：年 1 回<br>応援事業の対象期間：<br>年間<br>(B)洛西ニュータウ<br>ン・大原野エリア<br>(C)2 名 | (D)<br>洛西ニュータウ<br>ン周辺に関係の<br>ある方<br>(E)のべ 100 名 | 600                      |
| 多様な世代<br>の暮らしを支え、交流<br>の場を生み<br>出す事業        | ■小畑川ピクニック<br>地域の高校と連携<br>し、総合学習の一環<br>として、小畑川ピク<br>ニックの企画・実施<br>を進める。   | (A)2026 年 4 月～2027<br>年 3 月 月 2 回程度開<br>催<br>(B)小畑川周辺<br>(C)2 名                                     | (D)<br>洛西ニュータウ<br>ン周辺に関係の<br>ある方<br>(E)のべ 100 名 | 300                      |
| 新しいライ<br>フスタイル                              |                                                                         |                                                                                                     |                                                 |                          |

|                 |                                                                                                                          |  |  |  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| <p>の提案と発信事業</p> | <p>小畑川ピクニックを通して、子育て世代や若者層、シニア層との交流の場を提供し、ニュータウンの新たなライフスタイルの提案と発信を進める。</p> <p>また、ピクニック当日に、大原野地域の農作物を活用し、食育と魅力発信につなげる。</p> |  |  |  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|

## 2027 年度事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 らくさいライフスタイル

### 1 実施事業の方針

前々年度より実施してきた小畑川ピクニックおよび、らくさい小畑川基金の運営を通して、洛西ニュータウン・大原野エリアの活性化に取り組む。特に地域の高校と連携して小畑川ピクニックの企画を進め、若者層の意見やアイデアを取り入れながら地域の課題・魅力の掘り起こしを進める。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1)特定非営利活動に係る事業

| 事業名<br>(定款に<br>記載した<br>事業)                  | 具体的な事業内容                                                                | (A)当該事業の実施予<br>定日時<br>(B)場所<br>(C)従事者の予定人数                                                          | (D)受益対象者の<br>範囲<br>(E)予定人数                      | 事業費の<br>予算額<br><br>単位：千円 |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------|
| 地域に根付<br>いた活動を行なう個人<br>や団体を発掘・連携・<br>応援する事業 | ■らくさい小畑川基金<br>洛西ニュータウン・<br>大原野エリアで活動<br>する市民団体を支援<br>し、雇用機会の促進<br>につなげる | (A)2027 年 4 月～2028<br>年 3 月<br>申請受付期間：年 1 回<br>応援事業の対象期間：<br>年間<br>(B)洛西ニュータウ<br>ン・大原野エリア<br>(C)2 名 | (D)<br>洛西ニュータウ<br>ン周辺に関係の<br>ある方<br>(E)のべ 100 名 | 600                      |
| 多様な世代<br>の暮らしを支え、交流<br>の場を生み<br>出す事業        | ■小畑川ピクニック<br>地域の高校と連携<br>し、総合学習の一環<br>として、小畑川ピク<br>ニックの企画・実施<br>を進める。   | (A)2027 年 4 月～2028<br>年 3 月 月 2 回程度開<br>催<br>(B)小畑川周辺<br>(C)2 名                                     | (D)<br>洛西ニュータウ<br>ン周辺に関係の<br>ある方<br>(E)のべ 100 名 | 300                      |
| 新しいライ<br>フスタイル                              |                                                                         |                                                                                                     |                                                 |                          |

|                 |                                                                                                                          |  |  |  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| <p>の提案と発信事業</p> | <p>小畑川ピクニックを通して、子育て世代や若者層、シニア層との交流の場を提供し、ニュータウンの新たなライフスタイルの提案と発信を進める。</p> <p>また、ピクニック当日に、大原野地域の農作物を活用し、食育と魅力発信につなげる。</p> |  |  |  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|

# 2026年度活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 らくさいライフスタイル

(単位:円)

| 科 目        | 金 額       |           |             |
|------------|-----------|-----------|-------------|
| I 経常収益     |           |           |             |
| 1. 正会員受取会費 |           | 11,000    |             |
| 2. 受取利息    |           |           |             |
| 3. 雑収益     |           |           |             |
| 経常収益計      |           |           | 11,000      |
| II 経常費用    |           |           |             |
| 1. 事業費     |           |           |             |
| (1)人件費     |           |           |             |
| 給料手当       | 0         |           |             |
| 法定福利費      | 0         |           |             |
| 人件費計       | 0         |           |             |
| (2)その他経費   |           |           |             |
| 支払助成金      | 300,000   |           |             |
| 業務委託費      | 600,000   |           |             |
| 諸謝金        | 110,000   |           |             |
| 印刷製本費      | 0         |           |             |
| 会議費        |           |           |             |
| 旅費交通費      | 20,000    |           |             |
| 車両費        | 0         |           |             |
| 通信運搬費      |           |           |             |
| 消耗品費       | 15,000    |           |             |
| 地代家賃       | 0         |           |             |
| 広告宣伝費      | 0         |           |             |
| 支払手数料      |           |           |             |
| 諸会費        | 5,000     |           |             |
| 賃借料        |           |           |             |
| その他経費計     | 1,050,000 |           |             |
| 事業費計       |           | 1,050,000 |             |
| 2. 管理費     |           |           |             |
| (1)人件費     |           |           |             |
| 役員報酬       | 0         |           |             |
| 雑給         | 0         |           |             |
| 法定福利費      | 0         |           |             |
| 人件費計       | 0         |           |             |
| (2)その他経費   |           |           |             |
| 業務委託費      | 250,000   |           |             |
| 会議費        | 40,000    |           |             |
| 通信運搬費      |           |           |             |
| 消耗品費       | 5,000     |           |             |
| 研修費        | 0         |           |             |
| 減価償却費      | 0         |           |             |
| 諸会費        | 5,000     |           |             |
| 租税公課       | 0         |           |             |
| 支払手数料      |           |           |             |
| その他経費計     | 300,000   |           |             |
| 管理費計       |           | 300,000   |             |
| 経常費用計      |           |           | 1,350,000   |
| III 経常外収益  |           |           |             |
| 前期修正益      |           |           |             |
| 経常外収益計     |           |           | 0           |
| 当期正味財産増減額  |           |           | △ 1,339,000 |
| 前期繰越正味財産額  |           |           | 4,231,258   |
| 次期繰越正味財産額  |           |           | 2,892,258   |

# 2027年度活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 らくさいライフスタイル

(単位:円)

| 科 目        | 金 額       |           |             |
|------------|-----------|-----------|-------------|
| I 経常収益     |           |           |             |
| 1. 正会員受取会費 |           | 11,000    |             |
| 2. 受取利息    |           |           |             |
| 3. 雑収益     |           |           |             |
| 経常収益計      |           |           | 11,000      |
| II 経常費用    |           |           |             |
| 1. 事業費     |           |           |             |
| (1)人件費     |           |           |             |
| 給料手当       | 0         |           |             |
| 法定福利費      | 0         |           |             |
| 人件費計       | 0         |           |             |
| (2)その他経費   |           |           |             |
| 支払助成金      | 300,000   |           |             |
| 業務委託費      | 600,000   |           |             |
| 諸謝金        | 110,000   |           |             |
| 印刷製本費      | 0         |           |             |
| 会議費        |           |           |             |
| 旅費交通費      | 20,000    |           |             |
| 車両費        | 0         |           |             |
| 通信運搬費      |           |           |             |
| 消耗品費       | 15,000    |           |             |
| 地代家賃       | 0         |           |             |
| 広告宣伝費      | 0         |           |             |
| 支払手数料      |           |           |             |
| 諸会費        | 5,000     |           |             |
| 賃借料        |           |           |             |
| その他経費計     | 1,050,000 |           |             |
| 事業費計       |           | 1,050,000 |             |
| 2. 管理費     |           |           |             |
| (1)人件費     |           |           |             |
| 役員報酬       | 0         |           |             |
| 雑給         | 0         |           |             |
| 法定福利費      | 0         |           |             |
| 人件費計       | 0         |           |             |
| (2)その他経費   |           |           |             |
| 業務委託費      | 250,000   |           |             |
| 会議費        | 40,000    |           |             |
| 通信運搬費      |           |           |             |
| 消耗品費       | 5,000     |           |             |
| 研修費        | 0         |           |             |
| 減価償却費      | 0         |           |             |
| 諸会費        | 5,000     |           |             |
| 租税公課       | 0         |           |             |
| 支払手数料      |           |           |             |
| その他経費計     | 300,000   |           |             |
| 管理費計       |           | 300,000   |             |
| 経常費用計      |           |           | 1,350,000   |
| III 経常外収益  |           |           |             |
| 前期修正益      |           |           |             |
| 経常外収益計     |           |           | 0           |
| 当期正味財産増減額  |           |           | △ 1,339,000 |
| 前期繰越正味財産額  |           |           | 2,892,258   |
| 次期繰越正味財産額  |           |           | 1,553,258   |